

特定不妊治療助成事業の指定医療機関に おける人員配置状況等

特定不妊治療助成事業の指定医療機関における人員配置状況

配置が必要な人員である産婦人科医師が不妊治療に専従している施設は全体の44.5%となっている。

不妊治療に従事する産婦人科医師の状況

	医師数(施設数)
不妊治療に専従	478人(237施設)
他の業務と兼務	1296人(447施設)

専従産婦人科医師の配置状況

10人以上	3施設
5～9人	16施設
4人	7施設
3人	32施設
2人	45施設
1人	134施設
兼務のみの施設	295施設

常勤、非常勤を問わない

指定医療機関の総数は564施設

カッコ内は1人以上と回答した施設数

不妊治療に専従する者の数と兼務している者の数を分けて回答

不妊治療に従事する泌尿器科医師の状況

医師数(施設数)
414人(186施設)

常勤、非常勤を問わない

専従、兼務併せて回答

精巣内精子生検採取法、精巣上体内精子吸引採取法等を実施する医師を対象とした

未回答の施設があるため合計は一致しない

特定不妊治療助成事業の指定医療機関における人員配置状況

配置が必要な人員である看護師が専従している施設は37.6%となっている。

不妊治療に従事する看護師の状況

	看護師数(施設数)
不妊治療に専従	1051人(198施設)
他の業務と兼務	3230人(452施設)

常勤、非常勤を問わない。助産師を含む。
指定医療機関の総数は564施設
カッコ内は1人以上と回答した施設数
不妊治療に専従する者の数と兼務している者の数を分けて回答

専従看護師の配置状況

10人以上	25施設
5～9人	65施設
4人	21施設
3人	19施設
2人	29施設
1人	39施設
兼務のみの施設	328施設

未回答の施設があるため合計は一致しない

特定不妊治療助成事業の指定医療機関における人員配置状況

配置が望ましい要員とされている、いわゆる胚培養士が専従で配置されている医療機関は、60.1%となっている。

不妊治療における胚培養に従事する職員の状況

	職員数(施設数)
不妊治療に専従	934人(326施設)
他の業務と兼務	477人(229施設)

医師、看護師以外の職員で、不妊治療における胚培養に従事する者

指定医療機関の総数は564施設

カッコ内は1人以上と回答した施設数

不妊治療に専従する者の数と兼務している者の数を分け回答

専従胚培養士の配置状況

10人以上	8施設
5～9人	44施設
4人	25施設
3人	53施設
2人	82施設
1人	114施設
0人	216施設

専従、兼務ともに
ゼロの施設

72施設

特定不妊治療助成事業の指定医療機関における人員配置状況

配置が望ましい要員とされている、いわゆるコーディネーター、カウンセラーが専従で配置されている医療機関は、それぞれ11.8%、15.3%となっている。

いわゆる不妊コーディネーターの配置状況

	職員数(施設数)
不妊治療に専従	94人(59施設)
他の業務と兼務	502人(248施設)

不妊治療の説明補助、不妊治療の選択の援助、等、患者を看護の側面から支援する者

「専従」とは、専ら不妊治療におけるコーディネーター業務に従事する者をいう。

「兼務」とは、外来看護業務等他の職務と兼務している者、又は不妊治療以外のコーディネーター業務にも従事する者をいう。

専従、兼務ともにゼロの施設	239施設
---------------	-------

いわゆる不妊カウンセラーの配置状況

	職員数(施設数)
不妊治療に専従	102人(77施設)
他の業務と兼務	437人(249施設)

心理学・社会学に深い造詣を有し、臨床における心理カウンセリング等の経験を持ち、患者をカウンセリングの側面から支援する者

「専従」とは、専ら不妊治療におけるカウンセラー業務に従事する者をいう。

「兼務」とは、外来看護業務等他の職務と兼務している者、又は不妊治療以外のカウンセラー業務にも従事する者をいう。

専従、兼務ともにゼロの施設	232施設
---------------	-------

共通

指定医療機関の総数は564施設
カッコ内は1人以上と回答した施設数
不妊治療に専従する者の数と兼務している者の数を分けて回答

不妊治療部門における医療安全管理体制の状況

胚・配偶子の取り扱いに際して、取り違え防止の措置を徹底していない医療機関がある。

	あり	なし
器具等の識別	555施設(98.6%)	8施設(1.4%)
「1操作1患者」	558施設(99.3%)	4施設(0.7%)
ダブルチェック	475施設(84.4%)	88施設(15.6%)

器具等の識別：胚・配偶子及び使用器具等の識別（各器具への氏名記入、色分けの利用等の対応）が徹底している場合を「あり」とする。

「1操作1患者」：胚・配偶子の取扱いに当たっては、1回の操作において1組の患者夫妻胚・配偶子のみを扱うこととし、複数患者の胚・配偶子の同時・連続操作の禁止が徹底している場合を「あり」とする。

ダブルチェック：胚・配偶子の取り違え防止のためのダブルチェックの実施（胚・配偶子の取扱いに当たって、必ず複数名で確認を行っている場合を「あり」とする。）